

コーポレート・ガバナンス ポリシー

第1章 総則

1. フリュー株式会社（以下「当社」という）は、「企業理念」及び「行動指針」に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンス ポリシー（以下「本ポリシー」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

【経営理念・行動準則】 <http://www.furyu.jp/company/idea.html>

2. 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図るために、以下各号の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
 - 一. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - 二. ステークホルダー（お客様、株主、社会、従業員等を含む）の利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
 - 三. 企業の透明性を確保し、会社情報を適切に開示する。
 - 四. 独立社外役員を選任・活用等を通じて、業務執行の監督機能を実効化する。
 - 五. 株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性について

1. 株主総会

- 一. 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、開催日及び開催場所の設定を行う。また、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- 二. 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適切に提供する。
- 三. 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、早期発送に努める。

2. 株主の権利の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使ができる環境整備のため、適切かつ速やかな情報開示を行う。

3. 関連当事者との取引

当社では、当社役員及び主要株主等との取引において、法令上、取締役会決議が求められる場合や、通例的・定型的でない重要な取引を行う場合には、取締役会で十分に審議し、承認を要するものとする。承認を得た後も、定期的に取り締役に取引の状況につき報告を要する。また、上記重要な取引に該当しない場合または上記事前承認を

得た場合においても適切な調査を実施し、当社や株主の利益に反する取引が行われな
いよう努める。

第3章 ステークホルダーとの関係

1. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、全てのステークホルダーと
の協働が必要不可欠であると認識し、それを実施するため、経営陣が先頭に立ってス
テークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努める。
2. 当社では内部通報制度を設け、役職員が、当社における違法又は非倫理的な慣行につ
いての懸念を顧問弁護士、監査役等に伝えることができる体制を整備する。なお、当
社は当該通報を理由として通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、適切な情報開示と透明性の確保に関する基本方針となる「ディスクロージャー
ポリシー」を別途定め、開示する。

第5章 取締役会等の責任

1. 取締役会の役割
 - 一. 取締役会は、株主からの委託を受け、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現
し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図る
ことについて責任を負う。
 - 二. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経
営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役社長及び経営陣の指名、評
価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、
並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を
行う。
2. 独立役員の役割
独立役員は、法務、財務、会計、IT、ビジネス等多種多様な分野における専門的な知
識や経験を活かして、経営方針や経営計画などの重要な意思決定について独立した客
観的な立場からの意見陳述や利益相反取引の監督等を行う。
3. 取締役会議長
取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営で
きるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ
戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に
適切な情報を取得し、自由な意見交換が行われるように配慮しなければならない。
4. 取締役会の構成
取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性

を重視する観点から、取締役・監査役の員数を原則として合計 11 名以下とすることを基本方針とする。

5. 取締役の資格及び指名

- 一. 取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、当社の取締役は、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の事業やその課題に精通する者でなければならない。また、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保しなければならない。
- 二. 取締役候補指名については、各取締役（独立社外取締役を含む）の意見を聴取した上で、取締役会で審議し、これを決定することとする。
- 三. 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。

6. 監査役の資格及び指名

- 一. 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。また、当社の独立社外監査役について、1 名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
- 二. 当社は、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮し、監査役候補者を決定する。なお、監査役候補の指名にあたっては、現任の監査役全員に対してその内容を十分に説明し、十分な検討時間を確保した上で、監査役会の同意を得ることとする。

7. 独立社外役員の資格及び兼任制限

- 一. 独立社外役員の独立性の有無を判断するにあたっては、当社の独立性判断基準に基づき、その実質的な独立性が担保されているか否かを十分に検討するものとする。
- 二. 当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保するために、当社以外の上場会社の取締役又は監査役を兼任する場合は、役割・責務の遂行に影響が出ないよう配慮しなければならない。

8. 業績評価の指標

取締役会は、協議の上、経営計画等の目標となる業績評価の指標を随時設定し、適時適切に開示する。

9. 取締役の責務

- 一. 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明して自由な審議を尽くさなければならない。
- 二. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- 三. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令及び当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

10. 取締役及び監査役の研鑽及び研修
 - 一. 当社は、取締役・監査役に、取締役・監査役として期待される役割・責務、コンプライアンス及び関連法令に関する知識習得を目的とする研修を実施する。
 - 二. 当社は、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対して、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努める。
 - 三. 当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行う。
11. 取締役会の議案について
当社は、適切な意見交換及び意思決定を行うために、会日前に議題に関する資料を共有する。
12. 取締役及び監査役による情報収集
取締役・監査役による情報収集について、会議体の運営事務局が中心となりその支援を実施し、役員相互においても日常的に情報共有や意見交換を行う企業風土を形成する。
13. 独立社外役員による会合
 - 一. 独立社外役員は、適宜情報の共有及び意見交換並びに会合等を実施する。
 - 二. 独立社外役員は、全役員に対して面談を定期的の実施し、監督機能の向上や役員との対話の機会の向上を図る。
14. 評価
取締役の指名・報酬の前提となる取締役の評価については、独立社外役員からの意見聴取を行った上で、これを踏まえて取締役会で審議し、決定することで適切な評価体制を構築する。
15. 報酬
 - 一. 取締役の報酬等は、株主全体の中長期的な利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の中長期的な企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
 - 二. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位に応じた報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に連動して算定する報酬を組み合わせて算出する。

第6章 株主との対話

1. 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。
2. 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針となる「IR基本方針」を別途定め、開示する。

第7章 制定・改正・廃止

本ポリシーの制定・改正・廃止は、取締役会の決議を経て行なう。

以上

2015年9月15日制定